

長岡京市都市公園等 自動販売機設置・維持管理の事業者 募集要項

1. 募集の趣旨

長岡京市の都市公園等（以下「公園」という。）における更なる利便性の向上、熱中症対策の観点からの健康増進、公園の維持管理費に充当する財源を確保する目的で、次のとおり、都市公園法第5条第1項の規定に基づく公園施設設置及び管理許可（以下「許可」という。）の相手方となる、屋外自動販売機及び空容器回収箱（以下「自動販売機等」という。）の設置・維持管理業務の事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

2. 募集の概要

（1）募集内容 自動販売機等の設置事業者

（2）募集日程等

No	項 目	日 程
1	募集要項の配布	令和7年12月19日（金）午後5時まで ※本市ホームページに掲載
2	質疑の提出期限	令和7年12月5日（金）午後5時まで ※質疑の回答 令和7年12月12日（金）までに本市ホームページに掲載
3	応募申込の提出期限	令和7年12月19日（金）午後5時まで ※持参の場合の提出時間は、平日、午前8時30分から午後5時まで ※郵送又は電子メールの場合は必着
4	許可申請者の選定結果通知	令和8年1月16日（金）までに、応募者全員に電子メールにより通知
5	許可申請	令和8年2月13日（金）までに申請
6	許可	令和8年2月下旬までに許可
7	許可期間 （設置事業者）	令和8年3月1日から令和13年3月31日（5年1か月） 自動販売機等の設置、撤去等に要する期間は、許可期間に含みます。

(3) 募集場所及び台数

No	公園名	所在地	台数
1	神足公園	東神足二丁目 地内	1 台
2	中開田公園	長岡一丁目 地内	1 台
3	西山公園	長法寺谷田 地内	1 台
4	勝竜寺城公園	勝竜寺 地内	2 台
5	西の京公園	西の京 地内	1 台
6	西代里山公園	奥海印寺西代 地内	2 台
計	6 公園	—	8 台

※募集場所の詳細は、資料①です。

※各公園の売上は、資料②です。

(4) 使用料

年額 960 円/1 台 (8 台合計 : 7,680 円) を下限とします。(1 台あたり 2 m²と判断します)
設置初年度 (令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日) については、年額 960 円/1 台 (8 台合計 : 7,680 円) を 12 ヶ月/年で除して 1 ヶ月をかけた金額 (8 台合計 : 640 円) が下限となります。

3. 応募資格要件

応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としします。

- (1) 清涼飲料水の販売業務について 3 年以上の実績を有している者としします。
- (2) 清涼飲料水自動販売機の設置業務 (自らが管理・運営するものに限る。) について、3 年以上の実績があり、円滑に実施していた実績を有する者としします。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許等を有していることとしします。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこととしします。
- (5) 国税等、税の滞納がないこととしします。
- (6) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等 (同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものをいう。以下同じ。) 及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等 (無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。) となっている法人その他の団体に該当していないこととしします。

4. 設置の条件

(1) 取扱商品及び販売価格について

ア 取扱商品

缶又はペットボトル等（びんを除く。）の密閉式の容器に入った清涼飲料水とします。酒類（ノンアルコール飲料を含む。）の販売は禁止します。

イ 販売価格

（ア）公園利用者の利便性や健康増進に寄与する価格で販売してください。

（イ）メーカー希望小売価格より安価な価格で販売してください。

(2) 設置機種について

ア 寸法

（ア）自動販売機 幅1,200mm程度、奥行850mm程度、
高さ1,850mm程度

（イ）空容器回収箱 容量90リットル程度。ただし、多くの空き缶等のゴミが発生する場合は、増設等を行うこと。

イ 景観に配慮した機種にしてください。

自動販売機及び空容器回収箱は、彩度8以下に塗装してください。

※勝竜寺城公園管理棟内に設置する自動販売機については、彩度8以下の規定はございません。

ウ 災害対応型の自動販売機としてください。

災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合に、自動販売機内全ての飲料を無償で提供してください。

エ 環境に配慮した機種にしてください。

センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯機能を有しているほか、省エネルギー機やノンフロン対応機といった環境対策機能を有した機器にしてください

オ 広告物の表示は、自動販売機及び空容器回収箱の1立面当たり10%以内の面積とし、自動販売機等への広告等のステッカーの貼付けは禁止します。

(3) 設置に関する工事等について

ア 自動販売機等の設置、撤去及び原状回復

（ア）自動販売機等の設置、撤去及び原状回復は、本市と協議のうえで 設置事業者自らの負担で行うこと。これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者が負担してください。

（イ）自動販売機等の設置箇所に植栽等の公園施設が支障する場合は、本市と協議のうえ、設置事業者の負担により移設等を行ってください。

イ 自動販売機等の電源

自動販売機等の設置予定箇所直近の公園施設（コンセント柱）からの電源確保を認めますが、設置事業者の負担で子メーターを設置し、（5）のとおり電気使用料を本市に支払ってください。

ウ 耐震対策

自動販売機等の設置に当たっては、耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置し、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者が負担してください。

エ その他

自動販売機等の盗難、破損について、設置事業者の判断により、防止対策を施し、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者が負担してください。

（４）維持管理責任等について

ア フルオペレーション対応にしてください。

設置事業者において、自動販売機等の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障等の対応、定期点検、自動販売機等内部・外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機等の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務（フルオペレーション）を行ってください。

イ 衛生管理、感染症対策等について、関係法令等を遵守してください。

ウ 緊急時の体制を整備してください。

設置する全ての自動販売機等に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機等の故障、問い合わせ及び苦情については全て設置事業者の責において対応してください。緊急連絡先は有人のコールセンターとし、３６５日間問合せ等に対し迅速に対応できる体制を整えてください。

エ 自動販売機等の運転により必要な電気使用料は、別途、設置事業者が負担してください。

オ 盗難事故や破損事故等による損害は、本市の責めによることが明らかな場合を除き、すべて設置事業者が負うこととします。

（５）年間使用料・電気使用料の納付について

ア 年間使用料は、年度（毎年４月１日～３月３１日）毎に請求します。請求は年度当初（初年度は許可日）に行います。設置事業者は本市が発行する納入通知書により納入してください。

※年度ごとに使用料を記入してください。

イ 電気使用料を本市が立替負担している自動販売機等は、年度毎の実績電気量に応じた電気使用料を設置事業者に請求します。設置事業者は本市が発行する納入通知書により納入してください。

（６）その他遵守事項

ア 事前協議の徹底

（ア）設置や維持管理の内容及び作業時間等については、事前に本市と協議のうえ、公園利用者に支障を来たすことのないよう十分に注意して行ってください。

（イ）設置した自動販売機等の機種の変更等を行う場合は、事前に本市へ連絡してください。

イ 販売実績の報告

設置事業者は、自動販売機等の設置後、本市が指定する様式により、毎月の販売

実績を報告すること。

ウ 権利の第三者への譲渡等の禁止

本件の自動販売機等設置の権利については、第三者への譲渡等を禁止します。

エ 特別の事情が発生した場合の協議

特別の事情が発生した場合は、本市と設置事業者との協議のうえ、本募集要項に定める内容を一部変更する可能性があります。誠実に協議に応じてください。

オ その他定めのない事項

その他定めのない事項については、本市の指示に従ってください。

5. 応募手続

(1) 応募方法

下記の必要書類を「2 (2) 募集日程等の3」の期限までに末尾記載の問い合わせ先へ持参、郵送、電子メールで提出してください。

受付は、市から受領した旨のメールを返信します。ご確認ください。

(2) 必要書類一覧 (各原本1部)

ア 応募申込書 様式1

イ 事業者の概要がわかる資料 (会社案内等)

ウ 業務実績がわかる資料

清涼飲料水の販売業務について3年以上の実績を有していることを証明する資料、清涼飲料水自動販売機の設置業務 (自らが管理・運営するものに限る。) について3年以上の実績を有していることを証明する資料

エ 販売予定品目

オ 設置予定機器等の仕様がわかる資料

(3) その他留意事項

ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

イ 提出された書類は返却しません。

6. 質疑について

(1) 質問の方法

本件に関する質問がある場合は、書面 (様式自由) にて、「2 (2) 募集日程等の2」の期限までに、電子メールにより提出してください。なお、確認のため受け取った旨のメールを市から返信いたします。

(2) 質問に関する回答

「2 (2) 募集日程等の2」の期限までに、本市ホームページに掲載します。

7. 許可申請者の選定

(1) 選定方法

応募のあった者 (次の失格要件に該当する者を除く。) の中で、合計使用料 (税抜き) を提案した者のうち、最高額を提案した者を許可申請者として選定します。

なお、最高額を提案した者が2人以上あった場合は、その者に再度提案を求め選定します。

(失格要件)

ア 応募者の資格要件を満たしていないと本市が判断した場合

イ 応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合

ウ その他不正行為があったと認められる場合

(2) 結果の通知

結果は、「2 (2) 募集日程等の4」の期限までに応募者全員に電子メールにより通知します。

8. 選定後の手続

(1) 許可手続

選定された許可申請者は、本市指定の様式により、「2 (2) 募集日程等の5」の期限までに、長岡京市都市公園条例施行規則に定める許可申請書に必要事項並びに提案した使用料を記載して、本市に申請してください。なお、手続に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機等の仕様が分かる資料の一式を申請書に添付して提出してください。

(3) 許可後、許可申請者は、設置事業者として事業を実施してください。

(4) 期間更新

特別の事情がある場合を除き、今回の許可期間の満了までに募集要項を定め、改めて許可申請者を募集します。

9. 許可申請者の選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、許可申請者の選定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに許可の手続に応じなかったとき

(2) 許可申請者の選定後、「3. 応募資格要件」を満たさなくなったとき

(3) その他、本市が許可の相手方として不適当と認めたとき

10. 問い合わせ先

長岡京市建設交通部 公園緑地課 公園管理係 担当：沖原

☎ 6 1 7 - 8 5 0 1 長岡京市開田一丁目1番1号(分庁舎3)

(参考：分庁舎3の住所 長岡京市開田三丁目3番36号)

電話番号 0 7 5 - 9 5 5 - 9 7 1 6

FAX番号 0 7 5 - 9 5 1 - 5 4 1 0

e-mail kouenryokuchi@city.nagaokakyo.lg.jp

以上